4　第二項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
特定施設建築物 各階平面図	五百分の一以上	縮尺、方位並びに用途及び住宅の規格並びに柱、壁、開口部、廊下、階段及び昇降機の位置
特定施設建築物 二面以上の断面図	五百分の一以上	縮尺並びに特定施設建築物、床及び各階の天井の高さ
特定施設建築物 二面以上の立面図	五百分の一以上	縮尺及び開口部の位置
特定施設建築物の敷地 平面図	五百分の一以上	縮尺、方位並びに特定施設建築物、主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、遊び場、修景施設その他の共同施設、通路及び消防用水利施設の位置

5　［略］

（管理処分計画又はその変更の認可申請手続）

第三十七条の三　法第百十八条の六第一項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の認可を申請しようとする施行者は、次に掲げる書類を添付して、これを、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣に、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　法第百十八条の二十五の三の規定により管理処分計画を定めようとするときは、同条第一項の譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者（法第百十八条の十八又は法第百十八条の二十五の三第二項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。）並びに特定事業参加者のすべての同意を得たことを証する書類

五　［略］

（管理処分計画に関する図書）

第三十七条の五　［略］

2　［略］

3　法第百十八条の七第一項第二号から第十一号までに掲げる事項並びに法第百十八条の二十五第二項において準用する法第百九条の二第六項及び法第百十八条の二十五の二第二項において準用する法第百九条の三第五項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第二十一（法第百十八条の二十五の三の場合においては、別記様式第二十一の二）の管理処分計画書を作成して定めなければならない。

（土地区画整理事業との一体的施行についてこの省令を適用する場合の読替え）

第三十七条の九の二　法第百十八条の三十一第一項及び第二項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第二十五条第一項	内の宅地（指定宅地を除く。）	内の宅地（指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）

4　第二項の設計図は、次の表に掲げるものとする。

図面の種類	縮尺	明示すべき事項
特定施設建築物 各階平面図	五百分の一以上	方位、用途及び住宅の規格並びに柱、壁、開口部、廊下、階段及び昇降機の位置
特定施設建築物 二面以上の断面図	五百分の一以上	特定施設建築物、床及び各階の天井の高さ
特定施設建築物 二面以上の立面図	五百分の一以上	開口部の位置
特定施設建築物の敷地 平面図	五百分の一以上	方位、特定施設建築物、主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設の位置並びに広場、駐車施設、遊び場、修景施設その他の共同施設、通路及び消防用水利施設の位置

5　［同上］

（管理処分計画又はその変更の認可申請手続）

第三十七条の三　［同上］

一～三　［同上］

四　法第百十八条の二十五の二の規定により管理処分計画を定めようとするときは、同条第一項の譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者（法第百十八条の十八又は法第百十八条の二十五の二第二項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得した者を除く。）並びに特定事業参加者のすべての同意を得たことを証する書類

五　［同上］

（管理処分計画に関する図書）

第三十七条の五　［同上］

2　［同上］

3　法第百十八条の七第一項第二号から第十一号までに掲げる事項並びに法第百十八条の二十五第二項において準用する法第百九条の二第六項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要は、別記様式第二十一（法第百十八条の二十五の二の場合においては、別記様式第二十一の二）の管理処分計画書を作成して定めなければならない。

（土地区画整理事業との一体的施行についてこの省令を適用する場合の読替え）

第三十七条の九の二　［同上］

［同上］		
第二十五条第一項、第三十七条の二第一項、第三十七条の九	内の宅地	内の宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）